

# 姫路観光ボランティアガイドの会・会則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、姫路市の歴史・文化等の観光資源のガイド活動をとおり、姫路市のすばらしさを広く全国に発信すると同時に、地域経済の活性化、観光振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「姫路観光ボランティアガイドの会」(以下「本会」)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 「本会」は、主たる事務所を「姫路観光ボランティアガイドの会」の会長宅に置く

## 第2章 事業

(事業)

第4条 「本会」は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 内濠めぐり、中濠めぐり、城下町めぐり、書写山円教寺ほか、姫路市内の観光案内
- (2) 姫路市・姫路商工会議所・社団法人姫路観光コンベンションビューロー、および「本会」が認めた観光事業の実施と協力
- (3) 会員資質向上のための研修・視察、会員相互の親睦・交流
- (4) その他、「本会」の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

(会員の構成)

第5条 「本会」は、「本会」の目的に賛同する者で、「ボランティアガイド養成講座」を受講し、「姫路検定」に合格した者でもって構成する。

(入会)

第6条 会員の入会は、第5条の条件を満たした者について、会員としてふさわしいかどうかを役員会において審議のうえ決定する。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは会長に届け、会員証等「本会」から貸与されたものを返却しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、1年を通じて会議等事業の目的に1度も出席もしくは参加しない場合、年度内に会費の納入のない場合は自動的にその資格を失う。

- 2 会員は、「本会」の主旨・目的等に著しく反すること、「本会」の名誉・利益を著しく傷つけること、ならびに会の秩序・運営に支障となる行為等をとった場合は役員会に付議の上その資格を失うことがある。

(休会)

第9条 会員が病気・家庭の事情等で活動できない場合は、会員からの申し出に基づき休会す

ることができる。

第10条 休会した会員は、その事由が止んだ場合は速やかに申し出て会の活動に参加しなければならない。

第11条 休会の期間は1ヵ年以内とし、1ヵ年を超えた場合は自動的に会員としての資格を失う。ただし、休会中であっても会費を納入しなければならない。

#### 第4章 会費等

(会費)

第12条 会員は、別途細則の定めるところによって会費を納入する。

(経費)

第13条 「本会」の事業に必要な経費は、会費・補助金・協賛金及びその他の収入をもってこれに充当する。

#### 第5章 役員

(役員の数)

第14条 役員の数、次のとおりとする。

会 長	1名
副会長	2名以内
幹 事	若干名
会 計	1名(幹事兼務)

(会長)

第15条 改選前の役員会の承認を得て連絡会で決定する。

(副会長)

第16条 改選前の役員会の承認を得て連絡会で決定する。

第17条 総務、その他の職務を担当する。

(幹事の選任)

第18条 幹事は、各班から2名宛推薦したのもをもって構成する。

第19条 班から推薦された幹事は同時に班の正副リーダーとなる。

(役員任期)

第20条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は補充のため選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第21条 会長は、「本会」を代表し、「本会」の業務を執行する。

第22条 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。

第23条 幹事は、会長、副会長を助け、会務の執行にあたる。

第24条 役員職務分担、内容については、協議によりこれを定める

第25条 会計(幹事)は、「本会」の会計を処理する。

(顧問)

第26条 「本会」に顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

## 第6章 会議

第27条 「本会」の会議は、連絡会・役員会とする。

第28条 会議は会長が招集し、議長は会長または副会長が務める。

第29条 連絡会、役員会は、月に1回開催するものとする。

## 第7章 運営

第30条 「本会」の運営に関する基本的な事項は、役員会において協議し、連絡会で定める。

第31条 事業の推進を図るため必要に応じて部会を設けることができる。

第32条 部会長は、幹事がこれに当たる。

## 第8章 雑則

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第34条 事業年度終了後に、事業報告および会計報告を行う。

第35条 本会則に定めのない事項については、役員会において審議し、連絡会で決定する。

## 第9章 附則

(改廃)

第36条 この会則の改廃については、役員会において審議し、連絡会で決定する。

平成24年4月1日 施行

令和6年3月1日 改定(条文整理)

## 会則第12条に基づく細則「会費」

(会費)

第1条 会費は、年会費2,000円とする。但し、年度途中退会の返金や年度途中入会の分割はしない。

(管理)

第2条 会費の管理は会計が行う。年度末の役員会において、出納簿と預金通帳を回覧することにより会計監査にかえる。

平成24年4月1日 適用  
平成27年1月16日 一部改定(年会費)  
令和6年3月1日 一部改定(条文整理)

## 会則第30条に基づく細則「班の運営」

(目的)

第1条 本会の活動および運営の中核として、班のリーダーとしての幹事のもとに所期の課題を達成する。

(班構成)

第2条 会員はいずれかの班に属することとし、班編成は、役員改選1ヶ月前までに総務担当副会長が役員会に付議の上これを定める。

(幹事の選出)

第3条 各班が幹事2名を選出する際、幹事1名は改選し、1名は留任するのがのぞましい。

(班の業務)

第4条 班の運営、活動に関する必要な事項は班において定める。

令和6年3月1日 改定(条文整理)

## 会則第35条に基づく細則「ガイド協力金」

(ボランティア活動に伴うガイド料)

「本会」のガイド活動は原則として無料とする。ただし、旅行社等からガイド依頼があった場合は、ガイド協力金としてガイド1人につき2,000円を受領する。

平成27年6月15日 適用  
令和6年3月1日 改定(条文整理)